

## 「神戸市青少年育成センター設置条例施行規則」の制定について

### 1. 規則制定の趣旨

神戸市青少年補導センターの名称変更にあわせて、同センターにおける不登校児童生徒に学習指導及び生活指導を行うにあたり、利用に関する手続き、及びそれに必要な書式を規定するため、「神戸市青少年育成センター設置条例施行規則」を制定する。

### 2. 規則の概要

センターの休館日（日曜日及び土曜日、年末年始、国民の祝日に関する法律に規定する休日）・開館時間（午前9時から午後5時まで）等及び、神戸市立学校に通う児童生徒が入級する際の手続き（入級希望者は住所・氏名・連絡先を記載した申請書を作成し、在学する学校を通じて申請する）等について規定する。

### 3. 施行予定日

令和2年4月1日